

## 平成28年度第1回鹿児島県障害者自立支援協議会 議事要旨

### 1 開催日時

平成28年10月26日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 場所

鹿児島県庁行政庁舎会議室 7-A-3

### 3 出席者

- ・委員 19名中12名
- ・事務局 障害福祉課長、障害福祉課長補佐ほか

### 4 議事録

#### (1) 定足数の確認

本日の協議会の出席者については、江之口委員、福迫委員、早崎委員、杉田委員、郡山委員、田中委員及び畠山委員を除く12名が出席し、定数19名の過半数以上が出席

#### (2) 会長選出及び副会長指名

水流委員の会長就任が承認された。また、水流会長の指名により、江之口委員の副会長就任が決定された。

#### (3) 協議事項

##### ア 地域の障害者自立支援協議会の運営状況について

##### 【事務局】

（資料1を説明）

##### 【会長】

霧島市の計画相談の達成状況が92.1%となっており、他の市町村と比べ低くなっているが、何か課題等あるのか。

##### 【事務局】

霧島市では、サービス等利用計画の更新を利用者負担額の見直しと合わせて行うため、全ての障害福祉サービス利用者の更新時期を同じ月としていたことから、モニタリングが集中してしまったことが原因である。現在は、支給決定の終期を利用者の誕生日月の末日にすることにより、モニタリングを分散するように改善したと聞いている。

## イ 県障害者地域連絡協議会の運営等について

### 【事務局】

(資料2を説明)

### 【委員】

虐待と判断したという表現は、虐待を認定したという意味なのか。

養護者と施設従事者では障害者虐待の原因が根本的に違うが、虐待を把握した後の対応は、どうなっているのか。

### 【事務局】

虐待の事実が認められたという意味である。

養護者による虐待については、養護者の生活困窮や障害等が原因の場合もあるため、被虐待者だけではなく養護者を福祉サービスの利用に繋げるなどの支援を行っている。

施設従事者による虐待については、施設の問題として捉えて、改善計画を作成させ、その実施状況の確認等を行っている。

### 【委員】

大島地区でサービス等利用計画について協議しているが、資料1を見ると、モニタリングの設定期間に地域によってばらつきがある。特に奄美市では3か月が多くなっているが、原因は何なのか。

### 【事務局】

支給決定をする市町村において、個別のケースに合わせて、柔軟にモニタリング期間を設定しているものと考えている。

### 【委員】

鹿児島市では、利用者からの申立書の提出によりモニタリングを増やしている。

### 【委員】

モニタリングの期間については、厚生労働省通知で標準期間が示されているが、厚生労働省側も障害者の状況を勘案して柔軟に対応するように示している。

### 【委員】

地域自立支援協議会で議論が停滞している基幹相談支援センターの設置等に関しては、地域連絡協議会があることによって、圏域内の市町村と意見交換

することができる。

県自立支援協議会と地域連絡協議会の体制図ではボトムアップの仕組みになっているため、地域連絡協議会の開催後に県自立支援協議会を開催するようにはできないか。

#### 【事務局】

開催時期については、各圏域に事情があり、一律に定めることが難しいため、県自立支援協議会では、開催時点での各圏域の最新情報を取り扱うこととしている。

### ウ 障害者相談支援ネットワーク強化事業について

#### 【事務局】

(資料3を説明)

#### 【委員】

相談支援ネットワーク強化事業については、鹿児島県相談支援ネットワーク会議が受託している。同会議は、県内の104の相談支援事業所、障害者就業・生活支援センターが2か所、賛助会員4の計110で構成されており、本年度の事業の進捗としては、2回の全体研修会を開催しており、1回目は厚生労働省の相談支援専門官、2回目は神奈川県の方を講師として招いている。

#### 【委員】

介護保険の分野では、自分の技術に不安を感じているケアマネージャーが多い。ケアプランが本当に利用者に合っているのか不安を感じている。ネットワーク強化事業はとても良い事業だと思う。困難事例の意見交換会を進めていくことも良いのではないかと考える。

#### 【委員】

南薩では、ケアマネージャーと相談支援専門員の連携として、合同研修をすることを予定している。

#### 【委員】

国の審議会では、障害、児童、介護に関する相談を1か所で受ける「まるごと相談」が言われているが、ケアマネージャーが障害者の相談を受けることは難しいため、介護と障害とのネットワークを作っていくことを考えて欲しい。

**【委員】**

鹿児島市は自立支援協議会に相談部会は設置されていないが、定例会において困難事例の事例検討会を実施しており、検討結果について市へ提言している。

高齢の母親による知的障害者の息子への虐待が疑われる事案について、支援内容の検討会議に地域包括支援センターに参加してもらったり、介護保険利用者の同行援護や行動援護の利用についてアドバイスを行うなどの連携を図っている。

地域で開催する研修会に、障害と介護の両者が互いに参加することなどにより連携を深めていければ良いと考えている。

**【会長】**

介護と障害のネットワーク作りについては、地域連絡協議会の議題とするよう検討して欲しい。

## エ 鹿児島県第4期障害福祉計画の進捗について

**【事務局】**

(資料4を説明)

**【委員】**

成果目標の数値は計画の3年間の目標ということか。

**【事務局】**

平成29年度を目標年度とした数値になっている。

**【委員】**

地域生活支援拠点は「3圏域が具体的に検討」とあるが、どの圏域か。

**【事務局】**

3圏域については、鹿児島圏域、大隅圏域、奄美圏域である。

**【委員】**

一般就労に関する目標達成は難しい状況のようだが、実際に支援を行っている障害者就業・生活支援センターでも、ハローワークや就労移行支援事業所、就労継続A型・B型事業所との連携がうまくいっているケースとうまくいっていないケースがある。このような状況で、センターに期待することはあるか。

### **【会長】**

支援がうまくいっているケース、うまくいっていないケースは地域によっても違うとは思うが、支援がうまくいっているケースについて教えてもらえないか。

### **【委員】**

障害者就業・生活支援センターでは、精神障害や発達障害を持った方からの相談が増えており、本人と話をするだけではなく、医療機関や障害福祉サービス事業者と、しっかりと連携していくことで支援がうまくいっている。

### **【事務局】**

就労移行については、相談支援体制の整備を進めているが、地域の自立支援協議会の就労支援部会等において、地域として支援に取り組んでいくことが大事である。障害者就業・生活支援センターには、障害者の生活面と就労面の両面の支援を継続して行ってもらうことで、一般就労への移行が進んでいくと考えている。

### **【会長】**

就労支援については、地域の自立支援協議会に就労支援部会のない市町村では議論があまりされないのでないか。

### **【委員】**

鹿児島市は就労継続支援 A 型・B 型事業所が 120 もあるため、とりまとめが難しい状況である。

現場の状況として、就労先でトイレに行けない障害者がいた場合、障害福祉サービスの居宅介護は就労先では利用できないため、支援する方法がなく、就労を継続できないという話があった。

### **【委員】**

障害者職業センターは、県に 1 か所しかないため、地域との接点が持ち辛い。

就労移行支援事業所を通じて一般就労者数を増やすという国の方針があるが、県内の就労移行支援事業所の活動が活性化しないと、一般就労移行が進まない。

障害者職業センターには、全国から入ってくるアセスメントの仕方、企業との繋がり方などの就労移行支援に関するノウハウを、地域の就労移行支援事業所に伝えていくサービスがあることから、県を通じて事業所に周知して欲しい。

ジョブコーチ支援の利用実績がある就労移行支援事業所が少ない状況があるが、各事業所がジョブコーチ支援の使い方を知らないことも原因として考え

られるため、これも周知が必要である。

障害者職業センターのサービスについては、各地域に説明に行くことも可能である。

#### 【委員】

求人を行う事業主に最初に接触するのはハローワークであるが、事業主に障害への理解を深めてもらうことが課題である。

特に精神障害者の求職者が増加していることから、トライアル雇用の充実により対応を図っている。平成30年からは精神障害者の雇用についても雇用率に算定されることから、事業主に精神障害者について理解してもらうことが課題である。

#### 【会長】

委員に教えていただいた就労移行支援で利用できる制度については、地域連絡協議会で情報提供して欲しい。

県においては、委員の皆様からの御意見等を踏まえて、関係機関とも連携し、引き続き本計画の目標達成に向けて取り組んで欲しい。

### 才 差別解消法の施行に伴う対応状況等について

#### 【事務局】

(資料5を説明)

#### 【委員】

不利益取扱いと合理的配慮については、具体例がないと分からず。

千葉県は差別禁止条例を早くから施行しており、不利益取扱いと合理的配慮の事例集をホームページに掲載しているが、鹿児島県での事例を紹介してもらえないか。

#### 【事務局】

障害者差別解消法では、差別の2つの類型について明確な定義はないが、障害者差別解消法の基本方針では、行政が作成する職員対応要領と、主務大臣が民間事業者向けに作成する対応指針において、不利益取扱いと合理的配慮の具体例を示すこととされている。

本県では、差別解消法の施行前に障害者差別解消条例を施行しており、相談事例については、内容と対応を県のホームページで紹介しているところである。

**【委員】**

県教育委員会では、特別支援教室を中心に、県立高校、市町村教育委員会に対する障害者差別解消についての啓発活動を行っている。合理的配慮について申出のない生徒に対しても、積極的な対応をするように法の趣旨を説明し、周知している。

**【会長】**

今年と去年は盲学校への入学者がいなかつたと聞いているが、合理的配慮により地域の学校に受け入れられているということなのか。

**【委員】**

学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する視覚障害の生徒はかなり少なくなっています、弱視等により見え辛さに対する支援が必要な生徒については、地域の小中学校で適切に支援されている。特別支援教育支援員の配置も増えており、視覚障害に限らず、地域の小中学校に受け入れられる生徒が増えてきている。

**【会長】**

フィンランドでは、LD（発達障害）の方へ文字を目からではなく耳から入れるように教育しており、視覚障害者のためのデイジー（DAISY：デジタル録音図書）を利用している。

日本においては、教科書に関しては保証されている状況であるが、一般の文書は、まだ十分ではない状況である。今後、国を中心に、LD の方、漢字の弱い大人への情報保障をして欲しい。このような視覚・聴覚等による情報を有効に利用した差別解消法に基づく取組に期待している。